日本地方自治研究学会賞の候補推薦案内

学会賞審査委員会
委員長　兼村　高文

日本地方自治研究学会賞は、地方分権の進展とともにますます重要となる地方自治について、理論と実際の両面にわたり寄与すべく、会員の優れた研究業績を顕彰することを目的にしています。研究業績は、論文部門と著作部門の２つの部門のなかから学会賞に値するもの若干を選考しますが、そのための審査は会員５名から構成される日本地方自治研究学会賞審査委員会が細則により厳正に実施します。

今年度は、2020 年９月 26 日（土）に横浜国立大学で開催予定の会員総会において学会賞審査結果の公表を行うため、特に著作部門については、学会賞審査細則に従い、下記の要領で推薦または自薦の手続をしてください。

記

提出期限：2020 年 6 月 26 日（金）まで【消印有効】
提 出 先：学会事務局
〒530-0041　大阪市北区天神橋２丁目北２－６　大和南森町ビル
（株）清文社内　日本地方自治研究学会
TEL（06）6135-4064　　FAX（06）6135-4060
E-mail　tihoujichi@skattsei.co.jp

【参　考】　学会賞審査細則

１　審査対象

論文部門　会員総会前に発行された直近２号の学会誌に掲載された査読付研究論文および同時期に発行された学会編集の論文集に掲載された研究論文に限定する。

著作部門　著作とは、ISBN（国際標準図書番号）または ISSN（国際標準逐次刊行物番号）が付されたものである。なお、会員総会の前年の１月１日以降に発表されたものに限定する。

２　候補者の選考

論文部門　審査対象期間の学会誌に掲載された研究論文の著者を候補者とする。

著作部門　候補者は、会員の推薦または自薦による。推薦にあたり、推薦する著作の書名、著者名、著者の所属、出版社名、出版年月日、著作の概要、学会賞に値する理由を記した推薦書（A4 用紙１枚程度）を、著作５部を添えて、会員総会の３ヶ月前までに審査委員長に提出する。なお、共著の場合、共著者は３名以内とし、本会の会員が過半数を占める場合に限る。

ただし、候補者は、受賞予定時において２年以上本会の会員でなければならない。

３　審査基準

①新規性：先行研究にはない、著者独自の考えに基づくものであること。
②有用性：学問ならびに地方自治の発展に貢献するものであること。
③正確性：内容に誤りがなく、かつ適切に表現されていること。
④完成度：研究目的を達成していること。

４　学会賞授与の表彰と公表

受賞者には賞状を授与する。また、受賞者の氏名、部門、受賞理由等を当学会の学会誌およびホームページに公表する。